

知事閣の遺骨引取候事。知事閣は葬儀事
儀式を承り、他邦政府許可を得るう
手續をこころみ、先決の方々。萬事より承
じてお聞きはりま。在韓大使館には
多額情報費を支拂す提案はござりま。

北東アジア課

北東アジア課

三谷傳次郎

在シリル 1日開敎院の遺骨

引取り許可申請書について

昭和44. 1. 23

北東アジア課

昭和22年午後淨土宗般舟山知恩院の北川氏
(護持信託部)

該課三谷傳次郎を先訪、本件につき

が添申書を提出するに付し大槻下記のとおり

の旨申述べた。

本件申請中、さきに韓國政府が、一般通

音内題を切落し、先刻5月22日に日本側

12月1度以上該水車に日本製紙(在ソウル)の

機器と全く同一ケースであるが、本件機器を引

取り扱う可能性があることを考慮する。

→ 2. 该機器は從来の運転手

本件の件を切替へ處理することは困難水生

手と見られるが、①日本製紙のY-2以外

が、次のとおり本件を本件と見ることは

如何かと想る。

本件引取の具体的な事項は兩当事者

(日本側は済生堂、韓國側は韓漢貿易)

こと)と想定され、この具体事が主と見てよい

32 (本件 韓國側小廟(未有る)の韓國政府

に対する引渡し実現を許す旨の書面と其内情

をも) 在韓大使館に付し 附書面は付し

正しく本件引渡し許可書のうち金

2、在韓大使館に付し 本件の想定並

送り方金を函報し 他の実現 B 25

意圖を微子とす。

言乙

旧廟敷地(三室生室 在ソウル)に保管され

てゐる遺骨約百数十体は終戦後

安置されていたが 最近 久林學園(保

（通譯）の新義工事監査官に登場

され、韓國駐漢使 李行駕師の手

より上り 韓漢寺（在ソウル）にて書かれ 11月

の 行駕師刊（連絡がちつたので、此

書を日本に持参し、済州島韓本山知照所

（奉安十三と考之時 韓國側周儀者と

（面識）に交渉中である。

（註）民内レベルでは 断定的ではある

事のど、なまへく早く本件が実施し得る

ところからして韓國政府の了承を取付

けられた旨が述べる。

5
本邦、当支那、~~は~~ 50万円の予算と(4月58)

の内閣會議、閣議、~~は~~ 50万円の支那廻使

官、貢財實物の土産、清單を附せ

(予算、請呈) 29日審議する所である。

(註)

1. 本件 軍械等、日本人~~は~~ 五千枚十付

機

生口 中央日報社合 31 月 15 日に

知らせて 本件、軍械等、日本人~~は~~ 2,000枚

と全く同一とされるものとされ、
經費
津浦金 由來

軍械等、~~は~~ 200枚 UFT とされるべき

とされ、2,000枚 は 約 1,200枚 と され。

2. 本件箇節は(①)本件の事務

引取、改めて本件の書類を交付せられた。

現在、本件のため新宿の司法局に在り。

本件の登録等(2)は、審査中、(1)で

届け出た所である。

3. 本件~~は~~淨土宗の問題。3/4

(運動中、純然たる教界の人材)

で「進歩的」のことをさす。

遺骨返還許可申請書

北東アジア謀殺

第二次世界大戦前、旧淨土宗朝鮮開教区所属、旧朝鮮京城府本町三丁目五〇番地所在淨土宗別院に委託保管をうけた日本人遺骨百数十靈を当時の信徒の中委託者であつた遺族親族の切実なる要望により、当該遺骨を大韓民国の御理解と御好意に訴え日本帰還を実現し、一部帰還の遺族にお渡しする他は京都市東山区林下町淨土宗總本山知恩院に安置し、永く供養回饋して慰靈し奉り、委託者への期待にこたえ同信宗教者の責を果たす決意であります。

希くは人類共通の慕親の情、御渴慕頂き大衆的見地より別紙経過説明書御参照の上、格別の御證誠をもつて急遽に当該遺骨の帰還方御許可下され、大韓民國え返還方手続きに万全の御配慮賜り度くこゝに申謝します。

昭和四十四年一月二十二日

申請人

遺骨返還許可申請書
申請者
提出年月日
提出場所
申請事由
政 令 規 定 に 依 る 事 項 の 有 無 （ 有 る 事 項 に 付 記 ）
申請者 印
申請者 捺印

京都市東山区林下町 淨本山知恩院

總本山知恩院執事長 小林 大

京都市東山区林下町 淨本山知恩院

總本山知恩院執事長 小林 大

東京都府中市新町三丁目五七番四号

遺骨保管委託者 下田 靖雄



外務大臣

愛知揆一殿

経過説明書

第二次大戦（一九四五年）以前、净土宗にては旧朝鮮に開教区を置き、多数の寺院が開教活動を行い。その監督機關として、旧京城府本町三丁目五〇番地に開教院が設置されており净土宗僧侶が布教活動を行なつておりましたが、その間、開教院納骨堂に僧徒の要請により日本人の遺骨が保管され終戦時には約百数十臺（確定数不明）の遺骨が安置されておりました。

終戦後、日本人僧侶は日本に帰國のやむなきに到り、昭和二十一年四月末に韓国佛教團關係者に後事を託したのであります。

その後、事由は明確でありませんが、旧開教院の本堂は現存していますが、納骨堂は被焼されそこに安置されてあつた遺骨は何処かに埋められたのであります。

信徒、下田鶴雄は、母郷の遺骨を引取ることを悲願とし、各關係者に問合せましたが判明せず、昭和四十三年四月約一週間京城を訪問し、調査に奔走の結果、旧開教院の本堂は久林学園（深草学校）の敷地内に焼失し、納骨堂はされ遺骨は久林学園の校地内に埋められたらしくと判明しました。そこで昭和四十三年九月中旬、校舎増築にあたり、校地を掘る際、もし遺骨を発見した場合は保管されるよう依頼して帰國したのであります。

その後、韓国書換宗の碧庵相南師、季行顥師、久林学園の李源厚氏、法施善の李昌益氏等の努力により昭和四十三年十月中旬久林学園の校地から遺骨が発見され、直に丁寧に発掘された旨、十月十四日付の手紙で法施善の李昌益氏、次いで十月十五日付の手紙で李源厚氏から連絡があり、十月二十一日には季行顥師より同師が住職している華漢寺（京城特別市城北区水滸洞）の法堂に保管した旨の連絡がありました。

現在、遺骨は華漢寺法堂に段ボール二〇箱に收め、保管されており、華漢寺僧侶会韓國仏教連絡会の李昌益会長、金承泰副会長を始め、会員の皆さんが回向をし、諸々の面倒を見て頂いております。

净土宗としては、同信河行であつた方々の追善回向のために一刻も早く、遺骨を日本國に返還を求める親族にお渡しする池は净土宗総本山知惠院に奉安いたす準備を完了して、実現を期待して居ります。